

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域・吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	仲方町	<p>【仲方町地内における交通の安全向上について】</p> <p>仲方町地内を通る市道 2029 号線と市道 13029 号線は、沿線にサントリー(株)の森工場及びサン永(株)などの企業があり、地域住民も生活に自家用車を利用しています。今般、通行車両の増加が顕著になっており、交通安全で安心な生活や業務遂行ができるための交通安全システムの改善を要望いたします。</p> <p>①市道 2029 号線への横断歩道の設置 市道 13034 号線及び市道 13035 号線と交差する市道 2029 号線は、学区内児童・生徒の通学路になっています。この道路は交通量が多いにも関わらず、横断歩道がないうえ道路は広いので、通学も心もとない状態です。横断歩道を設置することで、子どもたちの安全の確保、ひいては地域住民の安全に繋がります。</p> <p>②市道 2029 号線及び市道 13029 号線の法定最高速度の変更 県道 32 号線から東に入る市道 2029 号線とそれに接続する市道 13029 号線は、法定最高速度が 60 km/h に設定されていますが、一部が通学路になっており、また歩行者専用道路もないので、歩行者への配慮を考え法定最高速度を 40 km/h に変更していただきたい。</p> <p>③県道 32 号線サントリー入口に矢印式信号機設置 市道 13029 号線は沿線にサントリーやサン永などの企業があるため、主要地方道に指定されており、県道 32 号線サントリー入口から右折する車両が多くあります。しかし、同道路は南行の直進車両が途切れにくく、青信号での右折に難渋しています。交通の円滑化や安全性の向上を図るため、右折可矢印式信号の設置をお願いいたします。</p> <p>④市道 2029 号線の車両感应式信号機の設置角度変更 県道 32 号線と市道 2029 号線の T 字路には、信号機が設置されており、市道 2029 号線側は車両感应式信号機になっています。一般住宅(住所: 仲方町 139-3)から市道 2029 号線を経由して県道 32 号線に車で出ようとする時、信号機のセンサーの角度が東側に寄っていて、ルール通りの右折では感知されないため、センサーの角度をもう少し北寄りに設定変更していただきたい</p>	<p>【交通防犯課: TEL 21-2151】</p> <p>①横断歩道の路面標示をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、市より栃木警察署あて連絡させていただきましたところ、『横断歩道設置要望箇所の待機場所(たまり)付近に蓋のない側溝があり危険であることから、蓋の設置がなされた場合は設置検討を行うが、蓋が設置されたとしても必ず横断歩道を設置するものではない』との説明がありました。 市では当該側溝に蓋を設置したうえ再度、栃木警察署にお願いしてまいります。</p> <p>②速度規制をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、市より栃木警察署あて連絡させていただきましたところ、『現在警察庁において、今後中央線が無い住宅街の道路は 30 キロ道路となることと予定されており、当該道路がその政策に含まれる可能性がある』との説明を受けておりますので、今後の推移を見守ってまいりたいと思います。</p> <p>③信号機改良をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、市より栃木警察署あて連絡させていただきましたところ、『現時点で右折レーンが無いため、設置は難しい』との説明がありました。</p> <p>④信号機改良をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、市より栃木警察署あて連絡させていただきましたところ、『センサー角度は信号機設置時に最適な位置に設置してあり調整はできないが、定周期信号(一般的な交差点信号機)としての運用も選択肢にある』との説明がありました。 なお、定周期信号への変更については自治会で充分協議・検討いただいたうえ直接栃木警察署へご相談いただきますようお願いいたします。</p>	<p>【担当課: 交通防犯課: TEL 21-2151】</p> <p>要望をいただいております、市道 2029 号線への横断歩道の設置につきましては、県公安委員会により横断歩道の設置が完了いたしました。</p>
2	木野地	<p>【簡易舗装市道の舗装化について】</p> <p>簡易舗装されている市道(地方道栃木栗野線から市道 13117 号線を西へ 400m の区間)が、ガタガタの状態の水たまりが出来ており、通行に支障が出ているため、対処していただきたい。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL 21-2771】</p> <p>要望の箇所につきましては、現状を確認し全体的な補修が必要な道路であると認識しております。 市内には、貴自治会で要望いただいているような道路が多数ありますことから、道路の補修等をご希望の場合には自治会内の意向を取りまとめいただいたうえ、『生活道路補修要望書』の提出をお願いしております。 この要望書に基づき、計画的に順次進めておりますので、貴自治会に置かれましても、要望書の提出をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: 道路河川維持課: TEL 21-2771】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
3	木野地	<p>【簡易舗装市道の拡幅及び舗装化について】</p> <p>①高田農園北側の簡易舗装道路の拡幅及び舗装化 (※昨年要望書提出)</p> <p>②高田農園南側の市道の舗装(栗野街道から栗野街道バイパスの間)</p> <p>③とちぎブルーベリー高田農園西側の簡易舗装道路の舗装化</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】 【道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>①ご要望の箇所につきましては、令和5年8月に地元自治会から、拡幅整備の要望書を受け、市の道路整備基本計画に基づき、生活道路整備路線に位置付けをしております。 生活道路に関する拡幅整備の要望は、令和6年4月時点で204箇所ありまして、各地域の整備を計画的に順次進めており、本路線の事業着手には一定の年数がかかりますことを、ご理解願います。</p> <p>②、③要望の箇所につきましては、現状を確認し全体的な補修が必要な道路であると認識しております。 市内には、貴自治会で要望いただいているような道路が多数ありますことから、道路の補修等をご希望の場合には自治会内の意向を取りまとめいただいたうえで、『生活道路補修要望書』の提出をお願いしております。 この要望書に基づき、計画的に順次進めておりますので、貴自治会に置かれましても、要望書の提出をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2786】</p>
4	木野地	<p>【物価高騰による助成について】</p> <p>物価高騰による家計負担が増大しているため、負担軽減のために市の助成を実施して欲しい。</p>	<p>【総合政策課:TEL 21-2305】</p> <p>物価高騰に関する支援策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度、5年度に実施してまいりました。 また、令和5年11月2日に閣議決定されました、国の『デフレ完全脱却のための総合経済対策』におきまして、①住民税非課税世帯、②住民税均等割のみ課税世帯、③住民税所得割非課税世帯のうち18歳以下の児童がいる子育て世帯へ支援することが示されたことから、それぞれの給付を実施してきたところです。 さらに、今年度は④対象者1人当たり住民税所得割から1万円、所得税から3万円の定額減税、⑤定額減税しきれないと見込まれる方に対する、減税しきれないと見込まれる額の給付(調整給付金)を実施いたします。</p> <p>定額減税につきましては手続きが不要ですが、調整給付金を受給するためには手続きが必要ですので、支給対象となる方のお手元に7月下旬から8月上旬頃に通知が届くよう、準備を進めているところです。 物価高騰に関しましては全国的な課題でありますので、国の物価高騰に対する支援策を活用しながら、対応してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:総合政策課:TEL 21-2305】</p>
5	細堀	<p>【生活道路の補修について】</p> <p>生活道路について補修をお願いいたします。</p> <p>①市道 13069 号線沿い 一般住宅(細堀町 282 番地)へ入る道路</p> <p>②市道 13069 号線沿い 一般住宅(細堀町 122 番地)西側道路</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望をいただきました箇所は、市道として認定されていない認定外道路となっております。 市では認定外道路の全面的な舗装補修は行っておりませんが、現状を確認しながら、路面の凹凸や穴などの部分的な補修を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
6	細堀	<p>【少子化対策・婚活支援について】</p> <p>当自治会は人口 128 人で、そのうち 16 歳以下は 2 人(6 歳児が 1 人、8 歳児が 1 人)で、65 歳以上は 51%という限界集落です。少子化の最大の要因は少婚だと思えます。当自治会でも 30 歳以上の未婚者は男性が 12 人、女性が 8 人います。かつての仲人さんがいなくなったことが要因と思われるので、以下のことを提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長、市議会議員が仲人となって、1 人で年間 10 組以上のマッチングをする。 ・マッチング担当の職員、予算を確保する。 ・市政だよりも、マッチングの情報、婚姻数の数、新婚の情報、赤ちゃん誕生の情報を大々的に掲載する。 ・子ども子育て世代、未婚者への予算を大幅に増やす。給食無償化をすぐやるべき。(老人向けの予算を減らしても) 	<p>【総合政策課:TEL 21-2305】</p> <p>少子化対策は市としても重要な課題と捉えており、出会いが無いことが結婚しない理由として多く上がっていることから、今年度は国の補助事業を活用し、結婚希望者の出会いの場づくりを目的としたイベントを開催いたします。</p> <p>内容といたしましては、結婚を希望する本人のスキルアップセミナーとして、コミュニケーション講座や身だしなみ講座を開催します。</p> <p>また、バスツアーなどの出会いの場創出イベントの開催や結婚に対する相談・支援も実施いたします。</p> <p>ご提案につきましては、結婚を希望する方々へのアンケートを実施し、ニーズを確認しながら検討してまいります。</p> <p>今後につきましても、栃木県と連携しながら出会いの場を創出してまいります。</p>	<p>【担当課:総合政策課:TEL 21-2305】</p> <p>本年度の出会いの場創出イベントは2月末にすべてのイベントが終了いたしました。今後イベント参加者からのアンケートが集計されますので、ニーズを確認し、いただいたご提案と併せて今後の事業展開について検討してまいります。</p>
7	参加者(苺園)	<p>【白地沼、しめじが原(栃木市文化財)について】</p> <p>苺園には、しめじが原という栃木市の文化財がありますが、現状は雑草に覆われて無残な状態です。自治会でも除草作業を行ってはいませんが、自治会員の減少、高齢化、除草作業時に骨折してしまうなど、対応に苦慮しています。</p> <p>文化財である場所ですから、毎年行政の方で除草作業を行っていたきたいと、道路河川維持課の担当と何度となく話し合いをしていますが進展しない現状です。</p> <p>水害にあった場所でもありますから、定期的に除草作業を行っていきたく思いますので、リモコン式のロボット草刈り機や乗用式の草刈り機の導入をお願いいたします。行政には、レンタル会社に乗用式の草刈り機を借りた場合の見積もりも提出しています。</p> <p>各自治会での側溝清掃問題も同じです。蓋が重ければアシストスーツを導入するなど、機械化と有資格者への対応を早急にお願います。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>白地沼、しめじが原につきまして、長年にわたり自治会で除草作業等の維持管理をしていただき誠にありがとうございます。</p> <p>市といたしましては、道路などの通行に支障のある箇所の除草作業を優先的に実施していることもあり、すべての要望箇所を実施することが難しい状況でありますので、今後に置きましても可能な範囲でご協力をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、除草作業や側溝清掃などに用いるリモコン式のロボット草刈り機やアシストスーツ等の導入予定はありませんが、手動式の草刈り機や蓋開け機の貸し出しを行っておりますので、事前に道路河川維持課にご相談下さい。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>
8	川原田	<p>【川原田地内ふたまた橋の拡幅について】</p> <p>川原田地内の貯水池近くにあるふたまた橋は、7m の道路幅に対し、1.4m幅が狭く、5.6mしかありません。大型車や普通車はスピードを緩める人が少ないため、すれ違いの時は小型車(軽)や女性ドライバーなどは遠くで止まっています。</p> <p>交通の円滑化・安全性を図るため、拡幅していただきたくお願いいたします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、現在、県において、1級河川巴波川の河川改修事業を実施中であり、その中で、ふたまた橋の架替え工事を道路幅員に合わせて 7mに拡幅する予定となっております。</p> <p>なお、県では、今後、橋の詳細設計や用地取得を順次進めていく予定であり、架替えの時期については詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>栃木土木事務所より、令和6年度に詳細設計が完了したとの報告がありました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
9	梅沢町第二	<p>【大久保橋付近の道路へのガードレール設置について】</p> <p>県道栃木粕尾線バイパスの大久保信号を栃木方面から左折した際、対向車を避けようとして、左側の路肩に車を落とす事案が3件続きました。</p> <p>当該場所は、道路と農地との落差があり危険であることや地域住民からも早急にガードレールを設置して欲しいとの要望もありますので、ガードレールの設置をお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望の箇所につきまして現地を確認したところ、左側の農地との落差が約1mあり、カーブ区間であることから、ガードレールを設置いたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>地元自治会と協議のうえ、令和6年12月にポストコーンを設置いたしました。</p>
10	鍋山第二	<p>【永野川堤防について】</p> <p>永野川堤防が水流で抉られている。鍋山町新田の永野川に架かる新田橋下流50m西側堤防で、水流が堤防に直角に当たり、約5mが浸食している。</p> <p>堤防の補修及び水流の改善を要望いたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望の件につきましては、管理者である県へ確認しましたところ、『当該箇所につきましては、昨年度地元要望を受け、倒木の処理及び堤防の伐木・伐竹を実施してきたところ。当該箇所の上流に巨石があることから、川の流れが変わっており、堤防を一部浸食している箇所が見受けられますので、次期渇水期に伐木・伐竹を行い、堤防の状況を確認の上、適正な維持管理に努めてまいります。』との回答がありました。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>管理者である県へ確認しましたところ、『令和6年8月に護岸の補修及び河床整正が完了し、川の流れを改善しました。』との回答がありました。</p>
11	星野町	<p>【市道法面の維持管理について】</p> <p>昨年度のふれあいトークで、吹上地区(宮自治会)の方からの質問において、「極力地元で側溝清掃してください」という回答がありました。</p> <p>当地区においても、市道2003号線(幅員10m、片側歩道)における法面(勾配1割、最大法長6m程度)の草刈りを、農地の所有者が年間4、5回行っている状況です。一部は草刈を行わないところがあり、歩道に草が倒れて覆うような状況になるところも出てきているのが現状であります。</p> <p>近い将来、大部分が草刈りを出来なくなり、法面の草及び竹・笹などが伸び放題になり、本来の道路機能を維持できなくなると考えられます。</p> <p>市道法面を農地所有者が仕方なく管理しており、今後の人口構成状況を見ると、道路管理予算を計上して少なくとも年間2回以上、市で草刈りをする必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>市道法面につきまして、地先で除草作業等の維持管理をしていただき誠にありがとうございます。</p> <p>ご要望の箇所につきまして、現地確認と所有者を確認したところ、市所有となっておりますので、通行に支障がないよう草刈を実施してまいります。</p> <p>今後につきましては、定期的に現地を確認し、維持管理に努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>
	参加者(星野町)	<p>【当日再質問】</p> <p>早急に堆積土砂等を撤去していただきありがとうございました。この件につきましては、お礼申し上げます。</p> <p>この市道2003号線が出来てから30年以上経ちましたが、市道法面の草刈りをしてくれたのは、わずか1回。今回をあわせて2回程度です。高さが5m以上あり、相当な急斜面を高齢者が、多い方で年間6回から7回以上、暑い中草刈りしています。勤めている方は土日に草刈りしていますが、その時に市役所の方は休んでいますよね。</p> <p>維持管理の予算はないから、皆さんにお願いしますということですが、地元の方々にやらせておいて、市の職員の方が休んでいるというのは、どう考えても不合理ではないか。市の職員の方が率先してやってくれば、地元の人も協力してやるような形になると思いますが、地元の人にやらせておいて自分たちは休んでいるというのが、考えようによってはおかしい話ではないかと思っています。</p> <p>今後は維持管理していただけると書いてありますが、30年以上経って1回程度しかやっていない所を本当にこれからやってくれるのか、確認をしたいのですが。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>道路の草刈り等の維持管理につきましてご意見をいただきましたが、私どもでは、現在2,000キロ以上の市道を管理しておりまして、それを全て市で対応していくというのは、正直なかなか厳しいところがございますので、皆様のお力をお借りすることになりますが、地先については、まずは地元の皆様で管理していただきたいと思っております。</p> <p>なお、今ご意見があったような危険なところについては、地元の皆さんにお願いするわけにはいきませんので、そういったところは、今後市でも対応してまいりたいと考えております。その点についてはご理解いただければと思います。</p>	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
12	参加者 (野中上)	<p>【赤津川の氾濫対策として、川底の管理を計画的に実施して欲しい】</p> <p>集中豪雨によって吹上の赤津川の堤防が2度に渡って決壊し、私の家の前を氾濫した水が音を立てて川のように流れてきました。私の家の駐車場は高さが40センチぐらいあるのですが、それを乗り越えて流れてきて、それが総合グラウンドの方に流れていきました。私もそんなに詳しくはないのですが、グラウンドまでいけば当然広がって浅くなるとは思うのですが、一部が床上浸水そして大半が床下浸水の被害を受けました。</p> <p>氾濫対策として、この間、吹上の赤津川の高速道路のところを浚って深くしましたが、今回限りでそのまま放置しておけば、川底が埋まってしまい、また氾濫がおきてしまう。そのようなことがないよう、例えば、何センチ埋まってしまったら、またやりますよとか、何年に1回やるとか、川底の管理を計画的に実施していただきたいと思います。</p> <p>また、決壊しなければ、当然下流にその水が流れていくわけです。野中上は土手じゃなくて、宅地と同じ高さでありますので、溢れることはあっても決壊ということにはならないと思いますが、その下、野中西とか新井あたりは土手になっていきますので、今まで以上に水が流れてくるとなると、決壊する可能性が今まで以上にあるかと思っておりますので、その辺の対応についてお話を伺いたいと思います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>赤津川につきましては、管理者が栃木県になっておりまして、先ほどご発言にありました通り、県の方で川底の土砂浚いを行っております。今年もその上流を土砂浚いしていくということでございます。</p> <p>なお、川底の管理につきましては、現時点では何センチ積もったらまた浚うのかとか、そういったところは申し上げることはできませんが、県の方には、地元からお話があったということも含め、今後も適切に管理運営をお願いしたいということ、しっかりと伝えてまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2771】</p>
13	参加者 (野中上)	<p>【要望書を提出している地福寺に入る道路の早急な補修について】</p> <p>野中上自治会では、生活道路補修に関する要望書として、3点提出してあります。その中で、地福寺に入る道路については、防塵舗装であり、補修の繰り返しによって路面の凹凸が酷く、盛り上がった部分に雑草が生えているような状態です。</p> <p>また、この地福寺ですが、ここに入る直線道路は生活道路だけではなくて、野中上、野中西、野中東、川原田、箱森が檀家となっており、そこを利用していることから、公的な道路でもあります。200mで非常に短いです。</p> <p>これらのことを考慮して、前自治会長含めて、重要度や緊急度などを含めて検討してまいりましたが、申請している3か所のなかには五、六年前に補修の申請をしているものもありますが、しかしそれを含めても、地福寺の直線道路、これを最優先で補修していただきたいと申請しておりますので、早急に補修の方をお願いしたいと思っております。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>生活道路の補修要望につきましては、要望書をご提出いただいておりますが、大変舗装の状態が悪く、ご不便をおかけしているところでございます。限りある予算の中で、皆様からいただいたご要望を最大限叶えられるよう、着手しているところでございますが、もしばらくお時間をいただきたいということ、この後、個別に具体的なお話しをさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。</p>	<p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2771】</p> <p>令和6年12月に舗装補修工事を発注し、令和7年2月末に完了を予定しております。</p>
14	参加者 (川原田 団地)	<p>【川原田市営住宅のエレベーター設置に係る検討状況について】</p> <p>昨年も質問しましたが、川原田の団地は入居者に高齢者が多く、A棟C棟はエレベーターがついていますが、B棟はついていません。昨年質問させていただいたときには、検討しますというお答えをいただきましたが、その後の検討はどうなっているのか。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>確かに昨年度も、川原田市営住宅の団地、B棟のエレベーターの設置について、前向きに検討していきたいとご回答させていただきましたが、10年間の計画の中で、いつ着手できるのかというのは、今すぐお答えすることができないという状況です。</p> <p>大変申し訳ないのですが、いずれにしても、なるべく早く、一つでも設置できる方向で前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：建築住宅課：TEL 21-2451】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
15	参加者 (川原田 団地)	<p>【ふれあいバスの見直しはどのくらいの頻度で行うのか】</p> <p>ふれあいバスについてです。うちの団地からは、とちの木病院まで行かなくてはバスに乗れない。車の免許を返納したり、1人暮らしの高齢者や足の不自由な方などが増えており、そこまでの距離を、買い物でも何でも歩いていくと足に負担がかかりますので、何年に1回くらいとか、どのくらいで見直しをするのか、お伺いしたいなと思います。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>ふれあいバスにつきましては、皆様からいろいろなご意見をいただいております。便利に多くの方にお使いいただくため、市が設置する公共交通会議において、どのように運行するのが一番いいのかを話し合い、定期的に見直しを行っております。</p> <p>皆様のご意見も伺いながら見直していくこととなりますが、何より持続可能な公共交通にするためには、費用面も抑えていく必要がどうしてもありますので、バランスを見ながら、路線については検討してまいります。</p> <p>また、バス停までの距離が遠くて、ふれあいバスの利用が難しい場合には、平日のみのご利用にはなりますが、蔵タクをご利用いただけたらと思いますので、またご相談いただけたらと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2153】</p>
	参加者 (川原田 団地)	<p>【当日再質問】</p> <p>蔵タクのお話がありましたが、蔵タクやタクシー券を配布してもらって利用している人も結構いるのですが、呼んでから30分くらい待つとか、蔵タクも結構不便だという声があって、色々事情もあるとは思いますが、バスが駄目だからタクシーを使ってくださいとは、簡単には言えないかなと思っています。</p> <p>夏はやはり立って待っていると暑いですし、簡単にタクシーっていうことは、言えないかなと思っています。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>おっしゃるとおり、蔵タクについては、お待たせする時間が長いなど、かなり不便をおかけしていると思います。</p> <p>今後は、先ほどおっしゃっていたような、自治会内のデマンド交通とか、みんなで乗り合わせとか、そういうことも考えていかなければならぬと思っておりますが、現状ですぐにどうこうというのがなかなか難しいので、ご意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。</p> <p>なお、次の見直しについては、令和10年度に大きな見直しを予定しております。それまでにご意見等をいただければと思いますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	
16	参加者 (仲方)	<p>【吹上公民館の中庭が豪雨時に水はけが悪く、池のようになる】</p> <p>吹上公民館についてですが、大雨が降ると中庭が池みたいになって冠水してしまう。排水溝のドレンはありますが、そのドレンからも抜けきれないようで、公民館のロビーから、南側からも裏の方からも水がしみ出てきて、すごいことになってしまいます。</p> <p>ここは指定の避難所にもなっていますし、前回の時は会議が急遽中止になってしまうなど、非常に鬼気迫るものがあります。公民館前の道路は、大雨で川のようになりますので、道路の方からも水が逆流してきて、もうどうにもならないような状況で、道路自体も内水氾濫があり、吉野工業とか山がありますから、ちょうど公民館の辺りが低くなっているの、あの辺の水が全部来てしまっている。</p> <p>まずは根本的な原因を探っていただいて、そして対策をしていただかないと、何かあってからでは遅いと思いますので、抜本的な対策をお願いしたいと思います。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>ゲリラ豪雨時に中庭が水槽のようになってしまうという状況につきましては、私も把握しておりまして、その場合は公民館の職員はもちろんですが、それでも足りない場合は本庁からも地域政策課の職員が来て、モップを持って排水をしているという状況でございますが、この度一つの会議が中止になってしまったということで、それは大変申し訳なく思います。申し訳ございませんでした。</p> <p>先ほど、ドレンもあるが抜けきれない、道路の内水氾濫もあるとのご意見もありましたが、我々としても、当時の設計書を確認し、ある程度原因というのは把握しておりますが、根本的な要因を取り除くとすると費用的な面もありますので、まずは直近で何かできるのか、どういふふうにしたら排水できるのかというのを考えまして、今ある予算を色々やりくりしながら、対応してまいりたいと思っております。</p> <p>ご迷惑をかけないような対応を今後してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。質問いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p>	<p>【担当課：地域政策課：TEL 31-1792】</p> <p>公民館の施設利用に支障がないよう、補正予算を取り、中庭出入口2か所に止水板を設置するとともに、サッシ廻りの隙間を埋めるためのコーキング工事を行いました。</p>
17	参加者 (星野町)	<p>【太陽光発電整備後の雑草等の草刈りについて】</p> <p>市長が冒頭に、デコ活と言われていましたが、寺尾地区においても太陽光発電が相当設置されてきています。東京などの遠くの人たちが土地を買って、太陽光発電を作っているといったことも多くなってきています。</p> <p>そうした場合に、その境界境に相当草が生えて、誰が草刈りするのかわかるといって多々起きてきています。ある程度は栃木市に申請か何かするかと思うのですが、そういった指導などはしているのでしょうか。</p> <p>草ぼうぼうで、細い道が余計細くなってしまいう状況だと思うのですが、そういった面をちょっと考慮していただきたいという質問です。よろしくお願いたします。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>太陽光で整備された場所の草が伸びているという趣旨のご質問かと思いますが、太陽光を設置する際には、再エネ条例等に基づき、事前に地元の説明等を行うことや、危険な箇所については申請に対する許可等を行っておりますが、設置後については、基本的には設置会社が管理することとなりますので、市としても、設置会社の方に、適切に設置後の維持管理について指導を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：都市計画課：TEL 21-2444】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
18	参加者 (吹上地区 まちづくり 協議会)	<p>【吹上中学校の通学路について、安全対策を考えて欲しい】</p> <p>吹上中学校の学校運営協議会の委員を務めています。この学校運営協議会では5月の会議で、中学校のふもとの付近の通学路を変更することにしました。</p> <p>変更後は、栃木市消防団第10分団第1部の前にある横断歩道を自転車から降りて、歩行者として渡るという通学路になりますが、この横断歩道がある道路は通勤通学、生活道路として多くの方が利用しているところであり、この懇談会でも、今まで何度か通学の安全や道幅を広げてほしいなど、いろいろな要望が出ております。</p> <p>横断歩道で止まらないワーストワンという記録を作った栃木県ですが、現在は、マスコミの報道、県や自治体の広報などによって、だいぶ止まってくれるようになっていて、私も運転しますのでよく感じます。</p> <p>ただ、この道路を30キロで走っている車はほぼ見かけません。地域としては、ドライバーが自らマナーアップしてくれるという状況を作っていく、あるいはそういう話題を作るということが、地域課題の解決に繋がるのではないかと考えておりますので、現時点においては、以下の3点について申し上げたいと思います。</p> <p>1点目は、通学路変更後に使用する横断歩道、こちらを目立つようにしていただきたい。できることならば、中央小学校と美術館の間にあるスムーズ横断歩道のようにしてほしい。</p> <p>2点目は、警察の取り締まりを強化していただきたい。あの道路を通ると捕まる。そういう評判が立つかもしれませんが、マナーアップに向けての一つの痛みと捉えて、お願いしたいと思います。</p> <p>3点目は、新聞、テレビ、ラジオなどのマスコミで話題にさせていただく。そういうことによってドライバーの意識を変えていけるのではないかと。</p>	<p>【都市建設部技監】</p> <p>スムーズ横断歩道設置の要望だと思いますが、中央小に設置したスムーズ横断歩道については、警察庁と国交省の協賛で最初に社会実験を行い、設置したという経緯がございます。</p> <p>ご要望のスムーズ横断歩道の設置となりますと、10センチ盛り上げて、そこに横断歩道を引くというのですが、やはり振動や騒音などが気になるという点があります。</p> <p>横断歩道を目立たせる方策は、他にも方法がありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>【生活環境部長】</p> <p>2点目の取り締まりの強化について回答いたします。ご意見のありました道路につきましては、スピード違反の車が多いことや、歩行者が信号機のない横断歩道を渡ろうとした際に、止まらない車が多いということについて、警察でも把握をしているところでありますが、あらためて、市の方からも情報提供をさせていただいて、交通安全に努めていただくようにしたいと思っております。</p> <p>通常の横断歩道の設置につきましては、窓口は警察となります。市の方からも、ご要望の件はお伝えいたしますが、設置基準等については警察で判断することになりますので、地元の方と一緒にご相談をしながら、要望をさせていただくというところまでが出来ることかと思っておりますので、その点はご了承いただければと思います。</p>	<p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2771】</p> <p>令和6年8月に横断歩道が目立つよう赤色で着色をいたしました。</p> <p>【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】</p> <p>交通違反車両の往来について、あらためて、市より栃木警察署あて、情報提供をいたしました。</p>
19	参加者 (寺尾地区 自治会連 合会)	<p>【寺尾南小廃校後の管理は何処が所管となるのか、寺尾中の統廃合についてどのように考えているか】</p> <p>今現在、寺尾地区あるいは吹上地区皆川地区においては、学校の統合問題というのが一番大きな問題だと思っている。私のところは寺尾南小学校がある自治会でございまして、当局にいろいろ質問をさせていただきましたが、ご理解をいただきたいという言葉で、全て終わってしまったのが、南小学校の現状です。</p> <p>統廃合をされた後になってスタートしたのでは絶対に間に合わない。今やらなければ、今だって遅いぐらいです。今後統合されて、廃校になった後に、その廃校になった学校の管理を何処の課がするのか。今までは管財課でやってくれました、今後市としてはどういう進め方をしているのか。</p> <p>それと、今後学校をどのような形にしていけるのか、それもお聞きしたい。地元の意見はいろいろ出ています。南小学校の状況を踏まえたときに、もう市のやり方を待っていたのでは間に合わないかもしれないということで、今、寺尾地区自治会連合会とまちづくり協議会の方で、独自に、いろいろと検討をしているのが現実でございます。</p> <p>今お聞きしたいのは、何処の課が今後の管理をしてくれるのか。そして、寺尾中の統廃合について、皆さんがどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>寺尾中学校跡地について、どのように考えていくのかとのお質問ですが、未利用公共施設の処分方針としましては、地域の皆様の提案や意見を参考にしながら、売却可能な施設については迅速に売却の処分を進めるということが一点と、売却に不向きな施設につきましては、民間事業者や公共団体等へ貸し付けをすることにより、維持管理のコストの削減を図っているところでございます。</p> <p>今年度より、令和8年度の学校の用途廃止に向けてどうしていくのか。全庁において検討を進めておりまして、現在は教育委員会の方で、地域の方にご意見をお伺いしている状況でございます。</p> <p>先ほど、寺尾南小学校のお話もありましたが、市の倉庫であっても維持管理費はかかりますし、景観上見栄えが悪いということについては、申し訳ないと思っておりますので、施設の管理については、しっかり行っていかなければならないと考えております。</p> <p>未利用になった後の公共施設につきましては、繰り返しになりますが、速やかな処分ができるように、今年度からすぐに始めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>【教育次長】</p> <p>統合後の寺尾中学校の跡地利用につきましては、皆様のお手元にも届いたかと思っておりますが、アンケートを実施しております。</p> <p>先ほどお話がありましたように、地元でもある程度の考えがあるのでございますので、公民館とも連携しながら意見等をお伺いさせていただいて、庁内での検討の方に繋げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：行財政改革推進課：TEL 21-2344】</p> <p>【担当課：教育総務課：TEL 21-2467】</p>